

○国土交通省告示第千四十八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の四第三項第五号の規定に基づき、地震その他の震動によつてエレベーターの釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法を次のように定める。

平成二十五年十月二十九日

国土交通大臣 太田 昭宏

地震その他の震動によつてエレベーターの釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第二百二十九条の四第三項第五号の規定に基づき、地震その他の震動によつてエレベーターの釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法は、次に定めるものとする。ただし、実験により釣合おもりが第二号に規定する地震力によつて脱落しないことが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 釣合おもりは、釣合おもりの枠（たて枠、上下の枠その他の釣合おもり片の脱落を防止する部材をいい、これらの接合部を含む。以下同じ。）及び釣合おもり片により構成されること。

二 次に定めるところにより構造計算を行うこと。

イ 固定荷重及び口に規定する地震力によつて、釣合おもりの枠に生ずる力を計算すること。

ロ 釣合おもりの枠の断面に生ずる短期の応力度を次の式によって計算すること。

$$G + K$$

この式において、Gは釣合おもりの固定荷重に一・三（特別な調査又は研究の結果に基づき、地震時に釣合おもりに生ずる加速度を考慮した数値を定めた場合は、その数値）を乗じたものによって生ずる力を、Kは地震力によって生ずる力を表すものとする。

この場合において、地震力は、特別な調査又は研究の結果に基づき定める場合のほか、水平方向及び鉛直方向について次の式によって計算した数値とするものとする。

$$P = kw$$

この式において、P、k及びwは、それぞれ次の数値を表すものとする。

P 地震力（単位 ニュートン）

k 令第八十八条第一項に規定するZの数値に、次に掲げる設計用水平標準震度又は設計用鉛直標準震度の数値以上の数値を乗じて得た数値とする。

設計用水平標準震度 ○・六

設計用鉛直標準震度 ○・三

w 釣合おもりの固定荷重（単位 ニュートン）

ハ 釣合おもりの枠の部分ごとにロの規定によって計算した各短期の応力度が、令第三章第八節

第三款の規定による短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。この場合において、釣合おもりの枠に規格が定められた鋼材等を用いる場合にあつては、当該材料の引張強さを二・〇で除して求めた数値を基準強度とすることができる。

三 釣合おもりのたて枠は、釣合おもり片及び釣合おもりの上下の枠を全て貫通するボルトによるボルト接合その他のたわみ（前号に規定する地震力によって釣合おもりのたて枠に生ずると想定されるたわみをいう。以下同じ。）によって釣合おもり片が脱落するおそれがない措置を講ずる場合を除き、釣合おもり片と接する部分のたわみの方向の長さが、たわみよりも十ミリメートル以上長いものとする。この場合において、特別な調査又は研究の結果に基づき接合部の剛性及び耐力に関する性能を確かめた場合を除き、たて枠及び上下の枠の接合部をピンによる接合とみなして構造計算を行うこと。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。